

9月補正予算の概要

平成23年9月

河内長野市

平成23年度9月補正予算各会計総括表

(単位 千円)

	会 計 区 分	補正前の額	補正額	計	左の構成比
	一 般 会 計	34,971,000	93,784	35,064,784	54.1%
特 別 会 計	国民健康保険事業勘定特別会計	13,079,683	65,720	13,145,403	20.3%
	土地取得特別会計	233,266		233,266	0.4%
	部落有財産特別会計	20,960		20,960	0.0%
	下水道事業特別会計	4,226,281		4,226,281	6.5%
	介護保険特別会計	7,420,354	24,290	7,444,644	11.5%
	後期高齢者医療特別会計	1,363,940		1,363,940	2.1%
	水道事業会計	3,260,088		3,260,088	5.1%
	小 計	29,604,572	90,010	29,694,582	45.9%
	計	64,575,572	183,794	64,759,366	100.0%

一般会計（歳入総括）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の主な内訳
1 市 税	12,955,249		12,955,249	
2 地 方 譲 与 税	274,900		274,900	
3 利 子 割 交 付 金	85,200		85,200	
4 配 当 割 交 付 金	55,400		55,400	
5 株式等譲渡所得割交付金	17,600		17,600	
6 地方消費税交付金	941,100		941,100	
7 ゴルフ場利用税交付金	22,400		22,400	
8 自動車取得税交付金	118,300		118,300	
9 地方特例交付金	185,900		185,900	
10 地 方 交 付 税	5,764,600	134,909	5,899,509	普通地方交付税
11 交通安全対策特別交付金	21,000		21,000	
12 分担金及び負担金	362,804	4,152	366,956	南河内広域公害処理負担金
13 使用料及び手数料	722,210	522	722,732	開発行為許可等申請手数料 など
14 国 庫 支 出 金	5,344,948	137,782	5,482,730	生活保護費負担金過年度精 算分 など
15 府 支 出 金	2,321,503	41,521	2,363,024	権限移譲推進特別交付金・介護基盤緊急 整備等臨時特例基金特別対策事業費補助 金 など
16 財 産 収 入	86,940		86,940	
17 寄 附 金	1,200	1,060	2,260	老人福祉に対する寄附金 など
18 繰 入 金	2,797,279	△ 11,701	2,785,578	消防防災拠点施設建設基金と りくずし金
19 繰 越 金	1,000		1,000	
20 諸 収 入	335,667	12,139	347,806	南河内広域行政共同処理職員分負担金・ 復活テレカ充当による精算金
21 市 債	2,555,800	△ 226,600	2,329,200	臨時財政対策債
歳 入 合 計	34,971,000	93,784	35,064,784	

一般会計（歳出総括）

（単位：千円）

款	補正前の額	補正額	計				
				国府支出金	地方債	その他	一般財源
1 議会費	372,745		372,745				0
2 総務費	3,547,192	36,167	3,583,359	23,509		5,158	7,500
3 民生費	13,405,103	46,505	13,451,608	7,742		6,800	31,963
4 衛生費	3,534,636	4,011	3,538,647	1,303		4,152	△ 1,444
5 労働費	42,855		42,855				0
6 農林業費	429,982	1,710	431,692			10	1,700
7 商工費	287,471		287,471	500			△ 500
8 土木費	2,920,683	11,000	2,931,683			1,753	9,247
9 消防費	1,216,749	△ 6,959	1,209,790	5,000		△ 11,701	△ 258
10 教育費	3,129,055	1,350	3,130,405	675			675
11 災害復旧費	14,000		14,000				0
12 公債費	6,040,529		6,040,529				0
13 予備費	30,000		30,000				0
計	34,971,000	93,784	35,064,784	38,729	0	6,172	48,883

平成23年度一般会計9月補正の概要

主な事業

- 「大阪発地方分権改革ビジョン」に基づく権限移譲【企画政策室、環境保全課】 27,950 千円

大阪府が推進する「大阪発地方分権改革ビジョン」に基づき、地域の実情に応じて市が自らの責任と判断で、住民に対し身近なサービスを提供できるようにする。

《権限移譲事務》

 - ・開発行為許可などのまちづくり分野、身体障がい者手帳等交付事務などの福祉分野：3市2町1村（富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村）での集中処理
 - ・公害規制分野：3市2町1村の事務を河内長野市が分担処理

- 介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業 12,521 千円

【生活福祉課、障がい福祉課、危機管理室】

日常的な支えあい活動の体制づくりの推進を図り、高齢者等の福祉及び安全・安心に資することを目的として、下記の事業を実施する。

 - ・福祉センター「錦溪苑」、障がい者福祉センター「あかみね」のトイレ改修
 - ・下肢障がいのある職員による訪問・相談を実施するための手動運転装置を有する公用車の購入
 - ・障がい者個人に対するトータルケアやサポートを行うことができる電算システムの構築
 - ・災害時に要援護者を安全に避難させるため、災害時要援護者に関する情報を一元管理する電算システムの構築

- 市庁舎食堂改修【財政課】 7,500 千円

市庁舎旧食堂を、障がい者の就労を支援する新事業所にリニューアルするため、防水や空調設備の改修工事を行う。

- ノバティながの活性化計画・公共施設整備事業【まちづくり推進室】 11,000 千円

近年、商業を取り巻く環境が大きく変化し、ノバティながのにおいて商業系床利用のみで施設全体の床需要を補うことが困難となっている。現在、空き床となっている北館5階について、駅前の利便性を享受できる貴重な場所であり、市民を対象とした重点的な公共サービスを展開が期待できるため、公的施設の拡充も含めた活用方策の検討を行う。

- 消防防災拠点施設整備事業【消防総務課】 △ 11,701 千円

大阪消防庁構想が浮上したことを受け、南河内消防広域化協議会が休止することとなり、消防防災拠点施設の実施設計を見直す必要が生じたため、当初予定していた設計業務を増額する一方、建設工事の延伸が確定したため、工事等について、減額する。

- 東日本大震災被災地（岩手県大槌町）への支援【危機管理室】 4,586 千円

河内長野市内だけにとどまらず全国の皆様からご提供いただいたテレホンカードを、本市の電話料金に充て、歳出削減となった電話料金相当分を東日本大震災の被災地である岩手県大槌町に支援金として送る。

その他の事業

- 国・府支出金精算に伴う返還金 36,295 千円

【健康推進課、保険年金課、生活福祉課、子育て支援課、障がい福祉課】
- 障がい者福祉推進業務【障がい福祉課】 1,523 千円
- 地域ブランド推進事業【産業活性化室】 1,700 千円
- 文化財普及啓発事業【ふるさと文化課】 1,350 千円
- 市民公益活動支援基金などへの積立【市民協働室、介護高齢課、農林課】 1,060 千円

補正予算歳出合計

93,784 千円

継続費

- 消防防災拠点施設整備事業（工事等）【消防総務課】 平成23年度分 Δ 23,500 千円
平成24年度分 Δ 1,150,500 千円

大阪消防庁構想が浮上したことを受け、南河内消防広域化協議会が休止することとなり、消防防災拠点施設の実施設設計を見直す必要が生じたため、建設工事の延伸が確定し、継続費を廃止する。

※ 継続費とは

2カ年以上にわたって執行しなければならない建設事業などのことをいいます。あらかじめ予算として、その事務・事業の執行に要する期間、事業費総額及び当該期間における各年度ごとの支出予定額を定めておかなければなりません。

繰越明許費

- 消防防災拠点施設整備事業（設計）【消防総務課】 平成24年度へ 23,000 千円

消防防災拠点施設の実施設設計を発注するにあたり2カ年にわたり事業が実施されることとなったため、繰越明許費を設定する。

※ 繰越明許費とは

何らかの事情でその年度内に支出を終了することができない経費について、特別に、翌年度1年間に限り繰越して使用することができるものをいいます。これは、あらかじめ予算でその上限額を定めておかなければなりません。

債務負担行為

- 市立小学校施設設備改善事業【教育総務課】 平成23年度～平成24年度 12,000 千円

南花台地区の小学校の統合について、平成25年4月1日の新校開校にむけ、学校の施設設備改善の設計を至急行うことが必要となったため、当該施設設備改善の設計に係る債務負担行為を設定する。

※ 債務負担行為とは

予算は単一年度で完結するのが原則ですが、将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といいます。

地方債

- 臨時財政対策債【財政課】 Δ 226,600 千円

地方全体の財源不足に対処するために各地方公共団体が発行を許可された臨時財政対策債について、本年度の算定が完了したため所要額を減額する。

※ 地方債とは

地方公共団体が1会計年度を超えて返済する長期借入金のことをいいます。公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債を発行することで所要資金を調達し、当該事業の円滑な執行が確保できます。また、これに係る財政負担をその元利償還金の支払という形で後年度に平準化するという年度間の調整機能も有しています。